

老 発 1 1 0 8 第 2 号
令 和 6 年 11 月 8 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置及び運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号）を参考として、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じた指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき指導が行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 11 月 8 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県等におかれては、この旨ご了解いただき、各都道府県等が定める指導指針の改正を検討されたい。